

び遅延損害金として16万2609円の再生債権を有することを確定する。

4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は4分し、その1を被告らの負担とし、その余は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 原告が被告金銅■■■■に対する不法行為に基づく損害賠償請求権として2114万7791円の再生債権を有することを確定する。

2 原告が被告帆角■■■■に対する不法行為に基づく損害賠償請求権として2113万6609円の再生債権を有することを確定する。

第2 事案の概要

本件は、原告らが民事再生手続中の被告らそれぞれに対し、再生債権の内容の確定を求める債権確定訴訟である。

1 前提となる事実

被告金銅■■■■（以下「被告金銅」という。）及び被告帆角■■■■（以下「被告帆角」という。）はいずれも横浜地方裁判所川崎支部で民事再生手続中である（被告金銅は同支部平成20年（再）第3号、被告帆角は同支部平成20年（再）第4号）。原告は、被告金銅の前記再生手続にあたり、損害賠償請求として2046万2899円、遅延損害金として68万4892円（上記損害賠償請求2046万2899円に対する本件訴訟の訴状送達の日である平成20年2月2日から同年10月3日まで245日分の年5パーセントの確定損害金である。）を債権届出したところ、被告金銅（再生債務者）は損害賠償請求のうち1514万2899円と遅延損害金のうち50万4763円（これは1514万2899円に年5パーセントで244日を算出したもの）は認めしたが、損害賠償請求のうち532万円と遅延損害金のうち18万0129円は認

めなかった。また、原告は、被告帆角の前記再生手続きにあたり、損害賠償請求として2046万2899円、遅延損害金として67万3710円（上記損害賠償請求2046万2899円に対する本件訴訟の訴状送達の日である平成20年2月6日から同年10月3日まで241日分の年5パーセントの確定損害金である。）を債権届出したところ、被告帆角（再生債務者）は損害賠償請求のうち1514万2899円と遅延損害金のうち49万8557円（これは1514万2899円に年5パーセントで241日を算出したもの）は認めたが、損害賠償請求のうち532万円と遅延損害金のうち17万5153円は認めなかった。

なお、原告は、「株式会社K・モンスター（以下「訴外会社」という。）の従業員である被告帆角の勧誘により、訴外会社との間で『ロコ・ロンドン貴金属取引』と称する金の売買を差金決済によって取引する契約を締結させられたが、上記取引は賭博行為にあたり公序良俗に反するなど違法であり、交付した金員2209万円と送金を受けた342万7101円との差額1866万2899円及び弁護士費用180万円が損害にあたる。」として、被告帆角はもとより、訴外会社の代表取締役である被告金銅に対しても、前記損害及びこれに対する訴状送達の日翌日からの年5分の割合による遅延損害金の支払を求める損害賠償請求訴訟を提訴していた。ところが、被告らはいずれも、原告が訴外会社に交付した金員は1720万円であり一方原告が送金を受けたのは342万7101円であるから差額は1377万2899円であるとし、弁護士費用137万円も含め、損害賠償請求として合計1514万2899円とこれに対する遅延損害金は前記のとおり認めたが、その余については認めなかったもので、原告は異議等のある再生債権に関し、その内容の確定を求めるため訴訟手続の受継（民事再生法107条1項）を申し立てた。民事再生法107条1項は、異議のある再生債権に関しその内容を確定する手続であるから、本件においては、被告金銅に関しては、同被告が異議を述べた損害賠償請求532万円

と遅延損害金18万0129円の成否、被告帆角に関しては、同被告が異議を述べた損害賠償請求532万円と遅延損害金17万5153円の成否が審理の対象となる。

なお、本件については、原告が、違法事由を同じくし訴外会社らを被告とする関連訴訟が存するところ、東京地方裁判所は、平成21年3月16日、訴外会社らに対し、1514万2899円（及びこれに対する訴状送達の日^レの翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金）の連帯支払を命ずる判決をしている。

2 争点

不法行為による損害額如何

(原告)

原告が交付した金員2209万円と送金を受けた342万7101円との差額1866万2899円及び弁護士費用180万円が本件不法行為の損害にあたるから、損害賠償請求としては合計2046万2899円とすべきである。

なお、被告は差額が1377万2899円と主張するが、他に、被告が原告の管理していた普通預金口座から合計489万円を無断で引き出していた事実があり、これは原告に対する損害にあたるし、仮に、原告の兄^レ（以下「^レ」という。）の損害にとどまるものであったとしても、原告はその債権を譲り受けている。

(被告ら)

原告が訴外会社に交付した金員は1720万円であり一方原告が送金を受けたのは342万7101円であるから差額は1377万2899円である。してみれば、これに加え、弁護士費用137万円が本件不法行為の損害というべきであり、損害賠償請求としては合計1514万2899円にとどまる。

第3 当裁判所の判断

1 前示したとおり、民事再生法107条1項は、異議のある再生債権に関しその内容を確定する手続であるところ、被告らはいずれも、原告が訴外会社に交付した金員は1720万円であり一方原告が送金を受けたのは342万7101円であるから差額は1377万2899円であるとし、弁護士費用137万円も含め、損害賠償請求として合計1514万2899円として、この限度では損害賠償請求（及び前記遅延損害金）を認めているのであるから、本件においては、被告金銅に関しては、同被告が異議を述べた損害賠償請求532万円と遅延損害金18万0129円の成否、被告帆角に関しては、同被告が異議を述べた損害賠償請求532万円と遅延損害金17万5153円の成否のみが審理の対象となるであって、その余の部分については既に届出債権をもって異議なく確定しているのであるから、内容確定の利益を有さず、却下判決を免れない。

2 そこで、以下被告らがそれぞれ異議を述べる損害賠償請求532万円と遅延損害金（被告金銅は18万0129円、被告帆角は17万5153円）の点につき検討する。

(1) まず、損害賠償請求の点につき判断するに、この点に関し、原告は、被告に交付した金員は2209万円であると主張するが、本件においてはこれを認めるに十分な証拠はなく、原告が訴外会社に交付した金員は1720万円とするのが相当である。なお、原告が送金を受けたのは342万7101円であるから、その差額の1377万2899円は損害となる。

(2) ところで、原告は、「被告が原告の管理していた普通預金口座から合計489万円を無断で引き出していた事実があり、これは原告に対する損害にあたるし、仮に、■の損害にとどまるものであったとしても、原告はその債権を譲り受けている。」と主張する。

そこで、この点につき判断するに、甲第5号証の2及び3、第6号証、原告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、原告は、■名義のUFJ銀

行の普通預金口座（口座番号■■■■■■■■■■）及びみずほ信託銀行の普通預金口座（口座番号■■■■■■■■■■）の預金通帳及びキャッシュカードを所持していたところ、平成18年12月28日、訴外会社の従業員である高橋某から求められて、同人及び被告帆角に対し、上記キャッシュカード2枚を渡すとともに、前記高橋に尋ねられて暗証番号を教えたこと、前記高橋は、同日、原告に対し、前記UFJ銀行のキャッシュカードを返還したが、前記みずほ信託銀行のキャッシュカードは返還しなかったこと、原告が、平成19年2月中旬ころ、被告帆角に対し、前記みずほ信託銀行のキャッシュカードの返還時期を尋ねたところ、同被告は「この間返しましたよ。」と答え、原告が返還を受けていないと言うと、同被告は「みずほ信託銀行に知り合いがいるので、手続をしてもらうから心配しないでいいよ。」と答えたこと、原告が、平成20年1月ころになって上記預金通帳を記帳したところ、前記UFJ銀行の口座からは平成18年12月28日に40万円が、前記みずほ信託銀行の口座からは、同日、同月29日、同月30日、平成19年1月4日、同月5日、同月7日、同月8日及び同月9日にそれぞれ50万円が、同月15日には49万円が引き出されていたことがわかったこと、等の事実が認められる。以上の事実によれば、訴外会社の従業員である被告帆角及び前記高橋の共同不法行為により●に489万円の損害が生じたものというべきであり、被告帆角は訴外会社と連帯してその責任を負う（民法715条1項）のであるし、また、被告金銅は訴外会社の代表取締役であるところ、前示の経過等に照らせば、その任務懈怠によって前記損害を生じさせたものといわざるを得ないから、同被告も訴外会社らと連帯してその責任を負う（会社法429条1項）。

- (3) なお、民事再生法107条1項に係る訴訟にあたっては、再生債権の内容及び原因について、再生債権者表に記載されている事項のみを主張することができる（同法108条）、損害発生が原告の預金か●の預

金であるかは多分に法的評価に関するものにとどまるから、損害が■に発生したとしつつその債権を譲り受けた旨の主張を付加したとしても、再生債権表に記載されている事項と異なる主張をすることにはならない（大判昭和11・¹⁰√16民集15巻1825頁参照）。

- (4) ところで、原告が■から前記損害賠償請求を譲り受けており、その旨通知がなされていることは当事者間に争いが無い。
- (5) してみれば、本件不法行為による損害は489万円と認められるのであるし、また、本件の証拠上認められる諸事情を斟酌すれば、上記損害に対する弁護士費用としては4万9000円とするのが相当である。
- (6) 以上のとおりであるから、損害賠償請求は、被告らそれぞれにつき493万9000円で確定すべきである。遅延損害金については、結局、2008万1899円に対する被告金銅については不法行為の後の日である平成20年2月2日から同年10月3日まで245日分の年5パーセントの確定損害金（67万2140円）であり、被告帆角は同年2月6日から同年10月3日まで241日分の年5パーセントの確定損害金（66万1166円）であるところ、被告金銅については50万4763円が、被告帆角については49万8557円が既に異議なく認められているのであるから、確定すべき遅延損害金は、被告金銅が16万7377円、被告帆角が16万2609円となる。

第4 結論

よって、原告の請求は主文の限度で理由がある。

東京地方裁判所民事第1部

裁判官 三 浦 隆 志

これは正本である。

平成21年6月29日

東京地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 山崎

博

